

■正誤問題 (過去に出題された選択肢) 27 問

道路・敷地に関する問題です。○×で回答して下さい。

1. 建築基準法第 3 章の規定が適用されるに至った際現に存在する幅員 5m の私道は、建築基準法上の道路に該当する。
2. 土地区画整理法による新設の事業計画のある幅員 6m の道路で、2 年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したものは、建築基準法上の道路に該当する。
3. 地方公共団体は、特殊建築物等の建築物の用途又は規模の特殊性により、避難又は通行の安全の目的を十分に達し難いと認める場合においては、建築物の敷地が道路に接する部分の長さについて、条例で、必要な制限を付加することができる。
4. 道路内であっても、特定行政庁の許可を受ければ、公衆便所を建築することができる。
5. 地区計画等の区域においては、建築基準法第 68 条の 7 第 1 項の規定により特定行政庁が指定した予定道路内に、敷地を造成するための擁壁を突き出して築造することができる。
6. 道路内の公共用歩廊は、特定行政庁の許可を受けなければ、建築することができない。
7. 地区計画の区域外において、自転車歩行者専用道路となっている幅員 5m の道路法による道路にのみ 10m 接している敷地には、建築物を建築することができない。
8. 建築基準法第 42 条第 1 項第五号の規定により、特定行政庁から位置の指定を受けて道を築造する場合、道の幅員を 6m 以上とすれば、道の一端のみが他の道路に接するもの(袋路状道路)であっても、道の延長は 35m を超えることができる。
9. 地区計画の区域において、建築基準法第 68 条の 7 第 1 項の規定により特定行政庁が指定した予定道路内には、敷地を造成するための擁壁を突き出して築造することができない。
10. 建築基準法第 3 章の規定が適用されるに至った際現に建築物が立ち並んでいる幅員 4m 未満の道で、特定行政庁が指定したものがその中心線からの水平距離 2m 未満でがけ地に沿う場合においては、当該がけ地の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離 4m の線をその道路の境界線とみなす。
11. 建築基準法第 3 章の規定が適用されるに至った際現に存在する幅員 4m の私道は、建築基準法上の道路である。

12. 特定行政庁は、私道の変更又は廃止を禁止し、又は制限することができる。
13. 敷地の周囲に広い空地を有する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものの敷地は、道路に2m以上接しなくてもよい。
14. 建築基準法第3章の規定が適用されるに至った際に現に建築物が立ち並んでいる幅員4m未満の道で、特定行政庁の指定したものは、建築基準法上の道路とみなされる。
15. 災害があった場合において建築する郵便局、官公署等の応急仮設建築物の敷地であっても、道路に2m以上接しなければならない。
16. 建築基準法第42条第1項の規定により特定行政庁が指定する区域内においては、幅員が8m以上でなければ、建築基準法第3章の道路に該当しない。
17. 地区計画の内容及び政令で定める基準に適合する建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものは、特定高架道路等の路面下に設けることができる。
18. 災害があった場合において建築する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物の敷地であっても、道路に2m以上接しなければならない。
19. 地区計画の区域において、建築基準法第68条の7第1項の規定により特定行政庁が指定した予定道路内には、敷地を造成するための擁壁を突き出して築造することができる。
20. 土地区画整理法による新設の事業計画のある幅員6mの道路は、特定行政庁の指定の有無にかかわらず、建築基準法第3章の道路に該当する。
21. 都市再開発法により新設された幅員6mの道路は、建築基準法上の道路である。
22. 特定行政庁は、私道の変更を制限することがある。



23. 土地区画整理法による新設の事業計画のある幅員 8m の道路で、2 年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したものは、建築基準法上の道路である。
24. 建築基準法第 42 条第 1 項の指定区域内の幅員 4m の道で、同条第 4 項の指定を受けたものは、道路とみなす。
25. 工事を施行するために現場に設ける事務所の敷地は、道路に 2m 以上接しなければならない。
26. 都市計画法による新設の事業計画のある道路で、2 年以内にその事業が執行される予定のものは、道路である。
27. 地区計画に基づき指定された予定道路内には、敷地を造成するための擁壁を突き出して築造してはならない。



■正誤問題 解答編

1. 建築基準法第3章の規定が適用されるに至った際現に存在する幅員5mの私道は、建築基準法上の道路に該当する。
1. ○ **法第42条第1項第三号により正しい。**
2. 土地区画整理法による新設の事業計画のある幅員6mの道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したものは、建築基準法上の道路に該当する。
2. ○ **法第42条第1項第四号により正しい。**
3. 地方公共団体は、特殊建築物等の建築物の用途又は規模の特殊性により、避難又は通行の安全の目的を十分に達し難いと認める場合においては、建築物の敷地が道路に接する部分の長さについて、条例で、必要な制限を付加することができる。
3. ○ **法第43条第2項により正しい。**
4. 道路内であっても、特定行政庁の許可を受ければ、公衆便所を建築することができる。
4. ○ **法第44条第1項第二号により正しい。**
5. 地区計画等の区域においては、建築基準法第68条の7第1項の規定により特定行政庁が指定した予定道路内に、敷地を造成するための擁壁を突き出して築造することができる。
5. × **法第68条の7第4項により、法第44条第1項の規定が適用されるので、誤りです。**
6. 道路内の公共用歩廊は、特定行政庁の許可を受けなければ、建築することができない。
6. ○ **法第44条第1項第四号により正しい。**
7. 地区計画の区域外において、自転車歩行者専用道路となっている幅員5mの道路法による道路にのみ10m接している敷地には、建築物を建築することができない。
7. × **法第43条第1項により、建築物の敷地は、原則として、2m以上道路に接する必要があるが、この道路から、自動車のみ交通の用に供する道路等は、除かれています。自転車歩行者専用道路となっている道路に関しては、除かれていません。したがって建築する事ができます。**
8. 建築基準法第42条第1項第五号の規定により、特定行政庁から位置の指定を受けて道を築造する場合、道の幅員を6m以上とすれば、道の一端のみが他の道路に接するもの(袋路状道路)であっても、道の延長は35mを超えることができる。
8. ○ **令第144条の4第1項第一号二により正しい。**
9. 地区計画の区域において、建築基準法第68条の7第1項の規定により特定行政庁が指定した予定道路内には、敷地を造成するための擁壁を突き出して築造することができない。
9. ○ **法第68条の7第4項により、法第44条第1項の規定が適用されるので正しい。**

10. 建築基準法第3章の規定が適用されるに至った際に建築物が立ち並んでいる幅員4m未満の道で、特定行政庁が指定したものがその中心線からの水平距離2m未満でがけ地に沿う場合においては、当該がけ地の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離4mの線をその道路の境界線とみなす。
10. ○ 法第42条第2項により正しい。
11. 建築基準法第3章の規定が適用されるに至った際に現に存在する幅員4mの私道は、建築基準法上の道路である。
11. ○ 法第42条第1項第三号により正しい。
12. 特定行政庁は、私道の変更又は廃止を禁止し、又は制限することができる。
12. ○ 法第45条第1項により正しい。
13. 敷地の周囲に広い空地を有する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものの敷地は、道路に2m以上接しなくてもよい。
13. ○ 法第43条第1項により正しい。
14. 建築基準法第3章の規定が適用されるに至った際に建築物が立ち並んでいる幅員4m未満の道で、特定行政庁の指定したものは、建築基準法上の道路とみなされる。
14. ○ 法第42条第2項により正しい。
15. 災害があった場合において建築する郵便局、官公署等の応急仮設建築物の敷地であっても、道路に2m以上接しなければならない。
15. × 法第85条第2項の仮設建築物なので、法第3章の規定は適用されません。
16. 建築基準法第42条第1項の規定により特定行政庁が指定する区域内においては、幅員が8m以上でなければ、建築基準法第3章の道路に該当しない。
16. × 法第42条第1項により、6mです。
17. 地区計画の内容及び政令で定める基準に適合する建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものは、特定高架道路等の路面下に設けることができる。
17. ○ 法第44条第1項第三号により正しい。
18. 災害があった場合において建築する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物の敷地であっても、道路に2m以上接しなければならない。
18. × 法第85条第2項により、「災害があった場合において建築する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物」は、法第43条の規定は適用されませんので、道路に2m以上接する必要はありません。

19. 地区計画の区域において、建築基準法第 68 条の 7 第 1 項の規定により特定行政庁が指定した予定道路内には、敷地を造成するための擁壁を突き出して築造することができる。
19. × **法第 68 条の 7 第 4 項により、法第 44 条の規定が適用され、原則として、敷地を造成するための擁壁を突き出して築造することができない。したがって、誤りです。**
20. 土地区画整理法による新設の事業計画のある幅員 6m の道路は、特定行政庁の指定の有無にかかわらず、建築基準法第 3 章の道路に該当する。
20. × **法第 42 条第 1 項第四号により、「2 年以内に事業が執行されるもの」として、特定行政庁が指定しなければ、道路とはなりません。**
21. 都市再開発法により新設された幅員 6m の道路は、建築基準法上の道路である。
21. ○ **法第 42 条第 1 項第二号により正しい。**
22. 特定行政庁は、私道の変更を制限することがある。
22. ○ **法第 45 条第 1 項により正しい。**
23. 土地区画整理法による新設の事業計画のある幅員 8m の道路で、2 年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したものは、建築基準法上の道路である。
23. ○ **法第 42 条第 1 項第四号により正しい。**
24. 建築基準法第 42 条第 1 項の指定区域内の幅員 4m の道で、同条第 4 項の指定を受けたものは、道路とみなす。
24. ○ **法第 42 条第 4 項により正しい。**
25. 工事を施行するために現場に設ける事務所の敷地は、道路に 2m 以上接しなければならない。
25. × **法第 85 条第 2 項により、工事を施工するために現場に設ける事務所については、法第 43 条第 1 項による、2m 以上の接道の規定は受けません。**
26. 都市計画法による新設の事業計画のある道路で、2 年以内にその事業が執行される予定のものは、道路である。
26. × **事業執行予定でも特定行政庁が指定していなければ道路にはなりません。(法第 42 条第 1 項第四号)**
27. 地区計画に基づき指定された予定道路内には、敷地を造成するための擁壁を突き出して築造してはならない。
27. ○ **予定道路は、法第 68 条の 7 第 1 項及び第 4 項により道路とみなされ、法第 44 条が適用されるので正しい。**